

# 定期監査の結果に基づく措置事項

平成 2 1 監 査 年 度 第 1 回

(平成 21 年 10 月 ~ 平成 22 年 3 月執行分)

佐 賀 県 監 査 委 員

# 目 次

1	重要な指摘事項に係る措置事項	1
	県土づくり本部 現地機関	1
	教育委員会所管の教育機関等	1
2	その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項	3
	健康福祉本部 現地機関	3
	農林水産商工本部 現地機関	10
	県土づくり本部 現地機関	11
	教育委員会所管の教育機関等	19
	公安委員会所管の警察署	34

平成 22 年 6 月 4 日付けで公表した定期監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により佐賀県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 22 年 11 月 19 日

佐賀県監査委員 中 村 孝

同 田 中 俊 雄

同 篠 塚 周 城



## 1 重要な指摘事項に係る措置事項

### 【県土づくり本部 現地機関】

監査対象機関名	唐津土木事務所
監査執行年月日	平成22年 3月9日
(監査の結果) 平成19年度に現金で領収した港湾施設使用料を現金出納簿に記載することなく、金庫に保管したまま2年間に亘って放置し、平成21年度に至って発見され過年度収入として処理されていた。 事項名 港湾施設使用料(給水施設使用料) 領収日 平成19年7月6日 領収額 9,600円 調定日 平成21年9月4日(払込日)	(措置の内容) 使用料に係る領収書を発行後、現金を金庫に保管したまま、委任出納員への引き継ぎを失念したものである。 会計事務制度を職員に周知徹底させるとともに、金庫内の点検を定期的に行うなど、今後はこのようなことがないよう適正な執行に努める。

### 【教育委員会所管の教育機関等】

監査対象機関名	博物館・美術館
監査執行年月日	平成22年 1月26日
(監査の結果) 博物館が、実行委員会形式で開催した展覧会の県の負担金で、その財源として民間団体の助成金を予定し、現地機関では受入れ手続きができないため社会教育・文化財課に対して受入れを依頼し、同課が受け入れていたが、実行委員会が交付決定を受け、本来実行委員会に対して交付された助成金であるのに、県の歳入として受け入れていた。調定(受入)決議書には助成団体から実行委員会あての「助成金の額の決定通知書」しか添付されておらず、県費として受け入れる根拠となる債権が県にあることの確認ができないにも拘わらず、実行委員会から県	(措置の内容) 【社会教育・文化財課】 実行委員会が事前申請段階から代表者である美術館長名を使用していたことから、実行委員会で受け入れるべきところを、県が予算措置をしたうえで県の収入として事務処理をしてしまったことによるものである。 今回の指摘を踏まえ、実行委員会形式で事業を実施する際は、助成団体の制度に沿って適切に対応し、今後このような事務を行うことがないように再発防止に努める。

<p>に受領権限を委任する委任状もないまま、県の歳入として受け入れていた。</p> <p>助成団体 独立行政法人日本芸術文化振興会</p> <p>申請人 運慶流佐賀展実行委員会</p> <p>助成金額 1,700,000 円</p>	
--	--

監査対象機関名	白石高等学校
監査執行年月日	平成21年12月8日
<p>(監査の結果)</p> <p>工事の入札事務を行うに際して、教育庁総務課で「工事設計書(金額を抜いたもの)及び「工事費内訳書の書式」を作成したが、土木工事であるため工事費積算に際しては「処分費に係る共通仮設費等」を含めるべきところ、「工事費内訳書の書式」には誤って除外するよう記載していた。</p> <p>このため、当該書類を基に学校側で入札手続きを進めた結果、落札決定通知後の入札参加者からの問い合わせにより、入札参加者に提示した条件の一部に不整合な内容があることが判明し、落札決定を取り消すとともに、入札手続きのやり直しを行うに至った。</p> <p>工 事 名 白石高等学校門扉・フェンス等移転改修工事</p> <p>入 札 日 平成21年11月26日</p> <p>落 札 額 34,712,381 円</p> <p>異 議 申 立 日 平成21年11月26日</p> <p>落札決定取消日 平成21年12月3日</p> <p>再 入 札 日 平成22年1月15日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【教育庁総務課】</p> <p>今後、適切な事務処理に努める。</p> <p>なお、平成22年1月以降に実施する入札事務の一部(公告・開札等)を、入札・検査センターに委任することとし、入札手続きを改善した。</p>

## 2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

### 【健康福祉本部 現地機関】

監査対象機関名	佐賀中部保健福祉事務所
監査執行年月日	平成22年 2月23日
<p>(監査の結果)</p> <p>収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>(生活保護費返還金)</p> <p>債務者との訪問面接による督促や生活状況等が不明な債権者の把握などに引き続き取り組み、収入未済額の解消に努める。</p> <p>(母子寡婦福祉資金貸付金)</p> <p>電話や文書・訪問による通常の償還指導に加え、電話による夜間償還指導、県外・管外への臨戸訪問を行い、収入未済額の解消に鋭意努める。</p> <p>また、平成21年度から新たに、民間の債権回収会社へ債権の一部の回収業務を委託し、対策強化を図っている。</p>
<p>履行期限内に委託業務の報告書が提出されていないものがあった。</p>	<p>今後は、報告書作成に要する期間を考慮して適切な履行期間を確保し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>公用車に損害を与えているものがあつた。(公用車の事故)</p>	<p>安全運転及び公用車の適切な管理について職員へ注意喚起を行った。</p> <p>今後も随時、注意喚起を行い、事故防止の徹底に努める。</p>

監査対象機関名	鳥栖保健福祉事務所
監査執行年月日	平成22年 2月9日
(監査の結果) 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)	(措置の内容) (生活保護費返還金) 引き続き家庭訪問等による督促等に取り組み、収入未済額の早期解消に努める。  (母子寡婦福祉資金貸付金) 電話、文書及び家庭訪問により滞納金納付の督促を行い収入未済額の縮減に努める。 また、平成21年度から新たに、民間の債権回収会社へ債権の一部の回収業務を委託し、対策強化を図っている。

監査対象機関名	唐津保健福祉事務所
監査執行年月日	平成22年 2月18日
(監査の結果) 医薬手数料について平成20年度に収入すべきものを平成21年度に収入しているものがあつた。	(措置の内容) 指摘後速やかに、職員に対し電子申請の免許手続きに係る留意事項を周知・指導し再発を防止するとともに、免許証交付の関係課との連携強化を図り、適正な事務処理に努めてきた。 電子申請による免許手続きについて同じミスが出ないように、本年4月にシステムの改善が行われたところである。
収入未済があつた。(生活保護費、母子寡婦福祉資金貸付金)	(生活保護費返還金) 引き続き、債務者、扶養義務者及び相続人に対する世帯訪問、電話、文書による督促等に取り組むことで収入未済額の縮減に努める。  (母子寡婦福祉資金貸付金) 電話や文書、訪問による通常の償還指導に加え、夜間の電話・世帯訪問、等により、収入未済額の縮減に努めている。 また、平成21年度から新たに、民間の債権回収会社へ債権の一部の回収業務を委託し、対策強化を図っている。



<p>公用車に損害を与えているものがあった。(公用車の事故)</p>	<p>安全運転及び公用車の適切な管理について職員へ注意喚起を行った。</p> <p>また、朝礼や定例会議等の折に、安全運転、法令遵守について注意喚起し、事故防止の徹底に努める。</p>
------------------------------------	--

<p>監査対象機関名</p>	<p>伊万里保健福祉事務所</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成22年 2月 4日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>現金出納簿への記載が誤っているものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>指摘後、速やかに現金出納簿の訂正を行った。</p> <p>今後はこのようなことがないよう、適正な事務処理に努める。</p>
<p>収入未済があった。(母子寡婦福祉資金貸付金)</p>	<p>債務者に対し、引き続き、訪問、電話等による相談及び納入督促並びに文書による納入督促を行い、収入未済額の解消に努める。</p>
<p>代理人への支出で委任に関する書類がないものがあった。</p>	<p>指摘後、速やかに委任状を徴収した。</p> <p>今後はこのようなことがないよう適正な事務処理に努める。</p>

<p>監査対象機関名</p>	<p>杵藤保健福祉事務所</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成22年 2月15日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>(生活保護費返還金)</p> <p>今後も、引き続き電話、家庭訪問による督促に取り組み、収入未済額の早期解消に努める。</p> <p>(母子寡婦福祉資金貸付金)</p> <p>引き続き、電話、家庭訪問による督促に取り組み、収入未済額の早期解消に努める。</p> <p>また、平成21年度から新たに、民間の債権回収会社へ債権の一部の回収業務を委託し、対策強化を図っている。</p>

監査対象機関名	総合福祉センター
監査執行年月日	平成22年 2月8日
(監査の結果) 収入未済があった。(児童福祉費負担金)	(措置の内容) 電話督促、訪問徴収の定期的な実施、督促状による納入依頼及び保護者との面会時における納入の働きかけにより、収入未済額の縮減に努めており、今後も引き続き、収入未済の解消に向け鋭意取り組んでいく。
契約書の内容で、適正でないものがあった。	指摘後速やかに、変更契約を締結し、契約内容を適正なものとした。 今後は、適正な契約事務の執行に努める。
切手等の管理で、適正でないものがあった。	切手等を発見後、直ちに需用品等出納・供用簿に記載し管理している。 今後は、受入・払出時のチェックを厳格に実施し、適正な切手等の管理に努める。
公用車に損害を与えているものがあった。(公用車の事故)	指摘後速やかに、公用車の損傷届を提出するとともに、安全運転及び公用車の適切な管理について職員へ注意喚起を行った。 今後も、安全運転の励行を徹底し、事故防止に努める。

監査対象機関名	希望の家
監査執行年月日	平成22年 2月18日
(監査の結果) 報告書の提出を受ける前に検査済としているものがあった。	(措置の内容) 今後は、委託業務契約の履行確認を確実に実施し、適正な事務処理に努める。
履行期限内に委託業務の報告書が提出されていないものがあった。	適正な事務処理を徹底し、今後このようなことがないよう努める。
契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。	指摘後速やかに、契約相手方に印紙を貼付させた。 今後このようなことがないよう、適正な契約事務の執行に努める。

工事に係る監理業務委託契約で、委託期間の変更を行っていないものがあった。	工事に係る監理業務の委託期間については、工事期間との整合性を図ることとし、今後は、このようなことがないよう、適正な契約事務の執行に努める。
--------------------------------------	---

監査対象機関名	療育支援センター(旧:春日園)
監査執行年月日	平成22年 2月 2日
(監査の結果) 収入未済があった。(社会福祉使用料)	(措置の内容) 平成21年度中に全て納入された。
支出科目を誤っているものがあった。	指摘後速やかに、科目更正を行った。 今後は、チェックを徹底し、適正な事務処理に努める。
報告書の提出を受ける前に検査済としているものがあった。	今後は、委託業務契約の履行確認を確実に実施し、適正な事務処理に努める。
工事に係る契約事務で、成工認定通知書が交付されていないものがあった。	指摘後速やかに、成工認定通知書を交付した。 今後はこのようなことがないよう、適正な契約事務の執行に努める。
備品に備品札を張っていないものがあった。	指摘後速やかに、備品札を貼付した。 今後はこのようなことがないよう、適正な備品管理に努める。
工事の成果物を財産台帳(工作物)に記載していないものがあった。	指摘後速やかに、財産台帳に記載した。 今後は、チェックを徹底し、適正な事務処理に努める。
公用車に損害を与えているものがあった。(公用車の事故)	指摘後速やかに、損傷届を提出した。 併せて、安全運転及び公用車の適切な管理について職員へ注意喚起を行い、事故防止を徹底した。

監査対象機関名	九千部学園
監査執行年月日	平成22年 2月 4日
(監査の結果) 単価契約の見積り合せに際し、年間使用見込数量を示していないものがあった。	(措置の内容) 平成22年度の見積り合せに際しては、年間使用見込数量を示して実施した。

監査対象機関名	佐賀コロニー
監査執行年月日	平成22年 2月 3日
(監査の結果) 収入未済があった。(生産物売払収入)	(措置の内容) 支払督促を再三行ってきたが、債務者は、裁判上の和解以外での納入を拒否している。このため、法的措置への移行を検討している。

監査対象機関名	虹の松原学園
監査執行年月日	平成22年 2月18日
(監査の結果) 前金払いで処理すべきものが、立替払いで処理されているものがあった。	(措置の内容) 今後は、財務規則を遵守するとともに、チェック機能の充実を図り、適正な事務処理に努める。
契約書に支払い方法が記載されていないものがあった。	今後は、契約書の記載事項についての確認を徹底し、適正な事務処理に努める。
日付が空欄の監督・検査・確認申請書を受領し、誤って工期後の日付を記入しているものがあった。	今後は、チェック機能の充実を図り、適正な契約事務の執行に努める。
工事の執行管理で、適正でないものがあった。	【資産活用課】 工事内容の変更の指示については口頭ではなく、変更指示書等の書面にて行い、工事の適正な執行管理に努めるようにした。

監査対象機関名	みどり園
監査執行年月日	平成22年 2月 3日
(監査の結果) 委託業務契約の履行確認で、適正でないものがあつた。	(措置の内容) 産業廃棄物の処理にあたっては、マニフェストに基づく処分を職員に周知・徹底した。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	精神保健福祉センター
監査執行年月日	平成22年 3月 2日
(監査の結果) 予定価格調書を作成していないものがあつた。	(措置の内容) 職員に対し、財務規則等の規定の遵守について周知した。
随意契約に該当しないものがあつた。	今後は、財務規則等の規定を遵守するとともに、チェックを徹底し、適正な契約事務の執行に努める。

【農林水産商工本部 現地機関】

監査対象機関名	三神農業改良普及センター
監査執行年月日	平成22年 3月12日
(監査の結果) 公用車に損害を与えているものがあつた。(公用車の事故)	(措置の内容) 常に、朝礼や所内会議の折に交通安全対策について話をし、意識啓発を図ってきた。 再度、職員に交通安全対策の徹底を図った。

監査対象機関名	東松浦農業改良普及センター
監査執行年月日	平成22年 3月17日
(監査の結果) 公用車に損害を与えているものがあつた。(公用車の事故)	(措置の内容) 毎日の朝礼や機会あるごとに、職員に対して、公用車だけでなく、自家用車の運転に対しても交通法規の遵守及び安全運転について、厳しく伝えてきた。 また、平成22年2月1日に、警察署員を講師として安全運転講習会を実施し、安全運転の意識向上を図った。

【県土づくり本部 現地機関】

監査対象機関名	佐賀中部農林事務所
監査執行年月日	平成22年 3月24日
(監査の結果) 領収証書発行番号整理簿が作成されていないものがあった。	(措置の内容) 当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
収入未済があった。(違約金及び延滞利子)	当該案件に関して、今後、不納欠損処分等の適正な事務処理を行う。
過誤納金で返還されていないものがあった。	当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
契約書の不要な条項を削除した際に契約者(所属長)の訂正印がないものがあった。	当該案件については是正を行った。 今後は、チェックを徹底し適正な事務処理に努める。
物品の使用賃貸借に係る変更契約書の内容で、適正でないものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
公用車に損害を与えているものがあった。(公用車の事故)	今後も、職員に対し研修等を行い、交通安全意識の向上と事故防止の徹底に努める。
土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。
前年度の指摘事項で改善がなされていないものがあった。	今後は、チェックを徹底し適正な事務処理に努める。
工事設計積算で、検討を要するものがあった。	【建設・技術課】 統一した方針を定め、各現地機関あて周知を行い、処理を行っている。

監査対象機関名	鳥栖農林事務所
監査執行年月日	平成22年 3月12日
(監査の結果) 監督員の通知をしていないものがあった。	(措置の内容) 当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
契約書及び仕様書の数量が実際の数量と異なっているものがあった。	今後は、チェックを徹底し適正な事務処理に努める。
工事に係る変更指示書(工事打合簿)を作成していないものがあった。	今後は、「佐賀県県土づくり本部設計変更要領」に基づき、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	唐津農林事務所
監査執行年月日	平成22年 3月17日
(監査の結果) 請負契約時に予算額を相手に伝えているものがあった。	(措置の内容) 今後は適正な事務処理に努める。
工事に係る変更指示書(工事打合簿)を作成していないものがあった。	今後は「佐賀県県土づくり本部設計変更要領」に基づき、適正な事務処理に努める。
設計単価の決定で、適正でないものがあった。	今後は適正な事務処理に努める。
土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	伊万里農林事務所
監査執行年月日	平成22年 3月16日
(監査の結果) 領収者の訂正印を押印しないまま領収日を訂正しているものがあった。	(措置の内容) 当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
不要となった年間点検委託契約の変更手続きを行っていないものがあった。	当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。



土地で未登記になっているものがあつた。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。
---------------------	---

監査対象機関名	武雄農林事務所
監査執行年月日	平成22年 3月11日
(監査の結果) 随意契約に際し、見積書の提出がないものがあつた。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。
公用車に損害を与えているものがあつた。(公用車の事故)	今後も、職員に対し研修等を行い、交通安全意識の向上と事故防止の徹底に努める。
土地で未登記になっているものがあつた。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	鹿島農林事務所
監査執行年月日	平成22年 3月16日
(監査の結果) 履行期限内に委託業務の報告書が提出されていないものがあつた。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。
土地で未登記になっているものがあつた。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町との連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	佐賀土木事務所
監査執行年月日	平成22年 3月10日
(監査の結果) 領収書を発行する際に、領収金額や領収日を訂正しているものがあった。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。
使用済領収証書の管理及び領収証書発行番号整理簿の記載内容が適正でないものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
収入未済があった。 (河川海岸使用料ほか)	引き続き臨戸訪問や電話督促等により収入未済の解消に向けて努める。
工事の設計変更に伴う協議がないものがあった。	今後は「佐賀県県土づくり本部設計変更要領」に基づき、適正な事務処理に努める。
契約変更の手続きを契約期間終了後に行っているものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
公用車に損害を与えているものがあった。(公用車の事故)	今後も、職員に対し研修等を行い、交通安全意識の向上と事故防止の徹底に努める。
土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。
設計変更に係る単価の算定方法等について、検討を要するものがあった。	今後は日報等により作業内容や作業量を確認・整理し、出来高管理を行うこととしている。

監査対象機関名	神埼土木事務所
監査執行年月日	平成22年 2月25日
(監査の結果) 収入未済があった。 (道路橋りょう使用料ほか)	(措置の内容) 引き続き臨戸訪問・電話督促及び不納欠損処分により、収入未済の解消に努める。
工事に係る変更指示書(工事打合簿)を作成していないものがあった。	今後は「佐賀県県土づくり本部設計変更要領」に基づき、適正な事務処理に努める。

工事材料について、工事原材料で管理すべきものを備品として管理しているものがあった。	今後は、適正な管理に努める。
備品に損害を与えたものがあった。(ノートパソコンの損傷)	今後は、適正な管理に努める。
土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町との連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	鳥栖土木事務所
監査執行年月日	平成22年 2月25日
(監査の結果) 検査完了後の支出が遅延しているものがあった。	(措置の内容) 今後は、チェックを徹底し適正な事務処理に努める。
工事に係る変更指示書(工事打合簿)を作成していないものがあった。	今後は、「佐賀県県土づくり本部設計変更要領」に基づき適正な事務処理に努める。
土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	唐津土木事務所
監査執行年月日	平成22年 3月 9日
(監査の結果) 収入未済があった。(道路橋りょう使用料ほか)	(措置の内容) 引き続き臨戸訪問・電話督促及び不納欠損処分により、収入未済の解消に努める。
工事の工期が適正でないものがあった。	当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
工事に係る変更指示書(工事打合簿)を作成していないものがあった。	今後は「佐賀県県土づくり本部設計変更要領」に基づき、適正な事務処理に努める。

行政財産使用許可台帳・公有財産貸付台帳に記載していないものがあった。	当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
土地で未登記になっているものがあつた。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町との連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	伊万里土木事務所
監査執行年月日	平成22年 3月 5日
(監査の結果) 港湾使用料の調定で遅延しているものがあつた。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。
収入未済があつた。(港湾使用料ほか)	引き続き臨戸訪問・電話督促及び不納欠損処分により、収入未済の解消に努める。
工事に係る変更指示書(工事打合簿)を作成していないものがあつた。	今後は「佐賀県県土づくり本部設計変更要領」に基づき、適正な事務処理に努める。
県有財産で盗難にあつているものがあつた。	マーキングや定期的な巡視、さらに地元への情報提供依頼を行い、盗難防止を図る。
土地で未登記になっているものがあつた。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町との連携を図り、未登記の解消に努める。
港湾施設使用許可の事務処理において、検討を要するものがあつた。	【港湾課】 統一した方針を各現地機関あて再度周知徹底し、事務処理に遺漏がないように努めている。

監査対象機関名	武雄土木事務所
監査執行年月日	平成22年 3月 2日
(監査の結果) 証紙収入の報告で金額を誤っているものがあった。	(措置の内容) 当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
契約書の字句の修正に伴う契約者(所属長)の訂正印がないものや袋とじされた契約書で契約者の割り印が押印されていないものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき記載すべき内容が契約書に記載されていないものがあった。	今後は、関係法令等を遵守し 適正な事務処理に努める。
貸与している物品について管理方法等が契約書に記載されていないものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
出来形数量の報告を受ける前に変更契約を締結しているものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
工事に係る変更指示書(工事打合簿)を作成していないものがあった。	今後は「佐賀県県土づくり本部設計変更要領」に基づき、適正な事務処理に努める。
土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町との連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	鹿島土木事務所
監査執行年月日	平成22年 3月 5日
(監査の結果) 工事積算額で誤りがあるものがあった。	(措置の内容) 当該案件については是正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町との連携を図り、未登記の解消に努める。
---------------------	--

監査対象機関名	ダム管理事務所
監査執行年月日	平成22年 2月16日
(監査の結果) 収入未済があった。(延納利子)	(措置の内容) 引き続き臨戸訪問や電話督促等により、解消に向けて努める。
支出科目を誤っているものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
工事の執行に際し、設計額を誤っているものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町との連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	佐賀空港事務所
監査執行年月日	平成22年 2月22日
(監査の結果) 証紙収入(事務手数料)で翌年度の収入となっているものがあった。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。
財産台帳の整理で適正でないものがあった。	当該案件については是正を行った。 今後、システムへの修正入力を実施する。

【教育委員会所管の教育機関等】

監査対象機関名	図 書 館
監査執行年月日	平成22年 1月28日
(監査の結果) 取得及び払出した備品を備品出納・管理簿に記載していないものがあつた。	(措置の内容) 指摘を受け直ちに備品出納・管理簿を整備した。

監査対象機関名	博 物 館 ・ 美 術 館
監査執行年月日	平成22年 1月26日
(監査の結果) 領収書証書(控)の引継領収日を経理員が訂正しているものがあつた。	(措置の内容) 指摘を受け、再度、委任出納員が訂正を行った。 今後、引継領収日を誤ることの無いように適切な事務処理に努め、訂正を要する場合は、委任出納員が行う。
使用済領収証書の管理で、適正でないものがあつた。	指摘を受け、未使用領収証書にパンチを行い、使用できないように処理を行った。 今後、適切な事務処理に努める。

監査対象機関名	名 護 屋 城 博 物 館
監査執行年月日	平成22年 1月27日
(監査の結果) 納入者が要求しなかつたという理由で領収証書を発行していないものと領収証書(控)に販売冊数と金額が記載されていないものがあつた。	(措置の内容) 納入者全員に領収証書を発行し、受取拒否の場合には領収書(控)の記入漏れがないよう注意することを全職員に指導徹底するとともに、関係簿冊に指摘事項を編綴して今後の事務の参考とした。
領収証書の発行事務について教育・指導を要するものがあつた。	【社会教育・文化財課】 監査指摘後、館長、総務担当課長会議を3月23日に開催し、領収書の発行事務について再発防止に努めるよう指示し、会計処理の適切な処理に努めるよう指示した。
契約書に契約日の記載、所属長の押印がないものがあつた。	直ちに契約の相手方に連絡して双方の契約書の訂正等を行うとともに、全職員に契約書



<p>取得及び払出した備品を備品出納・管理簿に記載していないものがあった。</p>	<p>作成時のチェック強化を指導徹底した。 直ちに取得及び払出した備品を備品出納・管理簿に記載し、備品管理システムの正式運用までの間は、システムへの入力と管理簿への記載の両方を行うことを全職員に指導徹底した。</p>
---	--

<p>監査対象機関名</p>	<p>佐賀城本丸歴史館</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成22年 1月25日</p>
<p>(監査の結果) 領収証書(控)の領収日を訂正しているものがあった。</p>	<p>(措置の内容) 日付印をよく確認しないまま、誤った日付を押印していたものである。 指摘後、その都度、手書きで記入するように改めたところであり、今後、日付を誤ることの無いように努める。</p>
<p>領収証書(控)の引継領収日を経理員が訂正しているものがあった。</p>	<p>指摘を受け、委任出納員が訂正を行った。 今後、引継領収日を誤ることの無いように適切な事務処理に努める。</p>
<p>現金出納簿への記載が漏れているものがあつた。</p>	<p>指摘を受け、現金出納簿の修正を行った。 今後、このようなことの無いように適切な事務処理に努める。</p>
<p>使用済領収証書の管理で、適正でないものがあつた。</p>	<p>指摘を受け、未使用領収証書にパンチを行い、使用できないように処理を行った。 今後、適切な事務処理に努める。</p>
<p>切手の管理で、適正でないものがあつた。</p>	<p>指摘を受け、切手現物と供用簿の照合を行い、是正を行った。 今後、定期的に現物と供用簿の照合を行い、適切な切手管理に努める。</p>



監査対象機関名	佐賀東高等学校
監査執行年月日	平成21年12月1日
(監査の結果) 収入未済があった。(授業料)	(措置の内容) 納入依頼文書の送付、電話による催促、家庭訪問等による納入依頼を引き続き行うとともに、在校生徒には奨学金の申請を勧めるなどして収入未済額の解消に努める。

監査対象機関名	佐賀西高等学校
監査執行年月日	平成21年10月6日
(監査の結果) 重要物品の活用について検討を要するものがあつた。	(措置の内容) 陶芸教育が、昨年度は、美術の年間カリキュラムに入っておらず、教科としての美術受講者を対象にできなかったが、部活動として美術部員を対象に陶芸を再開して電気炉を使用した。 今年度は年度当初から、美術の年間カリキュラムに陶芸教育を導入して、有効活用を促進する。

監査対象機関名	佐賀北高等学校
監査執行年月日	平成21年11月26日
(監査の結果) 債権者を誤って支払っているものがあつた。	(措置の内容) 今回の会計処理誤りは、単純な錯誤によるもので、また、その後のチェック体制も十分に機能していなかったことが原因であり、平成21年3月10日に(正)業者に支出の手続きを行った。 今後は、慎重な会計処理と決裁の段階での確実なチェックを行う。
備品で亡失しているものがあつた。	今回の亡失は、不要となった備品の処分において、過去に棄却手続きを失念し、現品の処分のみを行っていたことが原因であり、平成21年3月27日に用度管財課長あてに「亡失・損傷届」を提出し、備品管理システム等の台帳整理を行った。

	<p>今後は、現品確認を確実にし、不用備品の処分に当たっては諸手続きに遺漏がないように物品の適正管理に努める。</p>
--	---

監査対象機関名	鹿島高等学校
監査執行年月日	平成21年12月1日
<p>(監査の結果)</p> <p>建物台帳の建面積の登録で、適正でないものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成21年10月21日に公有財産管理システム建物台帳の修正を行った。</p>
<p>公有財産管理システムの登録内容について指導徹底を要するものがあつた。</p>	<p>【教育庁総務課】</p> <p>今回のデータの誤りは、紙台帳から電子台帳にデータを移転する際に起こった入力ミスがチェックできなかったことによる。</p> <p>各学校において、登録内容の再確認を行うこととしている。</p>

監査対象機関名	小城高等学校
監査執行年月日	平成21年10月20日
<p>(監査の結果)</p> <p>取得及び払出した備品を備品出納・管理簿に記載していないものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成21年10月30日に備品出納・管理簿に記載を行った。</p> <p>今後の事務処理にあたっては、財務規則に従い、注意された事項を十分認識し、適正な執行に努める。</p>
<p>事業承継に係る行政財産使用許可の継続事務手続きに不備があるものがあつた。</p>	<p>承継企業であるケーブルビジョン(株)からの事業承継の変更届を受理した。</p> <p>今後の事務処理にあたっては、財務規則に従い、注意された事項を十分認識し、適正な執行に努める。</p>

監査対象機関名	巖木高等学校
監査執行年月日	平成21年10月16日
(監査の結果) 財産について工作物台帳等に記載のないものがあった。	(措置の内容) ソフトボール場照明灯の台帳未記載の4基については、発見工作物として平成22年2月1日に措置した。 野球場の台帳未記載の照明灯については全基とも、野球部保護者会からの寄附受納として平成22年2月1日措置を行った。 今後、台帳と現物を照合、複数人で確認等を行い、適正な財産管理に努める。
収入未済があった。(授業料)	今後とも、郵便、電話、家庭訪問等徴収に努める。
切手の管理で、適正でないものがあった。	今後このようなことがないように、十分に気を引き締めて仕事に取り組むよう職員に注意喚起を行った。

監査対象機関名	白石高等学校
監査執行年月日	平成21年12月8日
(監査の結果) 財産の処分の事務手続きで、適正でないものがあった。	(措置の内容) 平成21年10月20日に、財産用途変更等調書及び財産売却譲渡交換調書を作成した。 今後、規則等に基づき適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	唐津南高等学校
監査執行年月日	平成21年12月3日
(監査の結果) 工事設計・監理業務委託契約で指示書と成果品の内容が異なっているものがあった。	(措置の内容) 当初、提出があった成果品は指示書どおりのものができていたが、工事の予算の都合上、成果品から削除する作業を行ったため、指示書と成果品の内容が異なることとなった。この作業には新たな設計作業は発生しないため、軽微な変更ということで、受託者と口頭で協議を行い、契約変更はないものとしていた。 今後、このような修正作業を行わせる場合、受託者と文書により協議を行うこととする。
財産台帳の整理で、適正でないものがあった。	財産台帳を速やかに修正処理した。 今後は財産に変動があった場合、適正に処理を行う。
公有財産管理システムの財産台帳に入力していないものがあった。	法務局にて実測面積を照会し、回答を得たので財産台帳システムを速やかに入力処理した。 今後は財産に変動があった場合、適正に処理を行う。

監査対象機関名	伊万里農林高等学校
監査執行年月日	平成21年12月15日
(監査の結果) 領収証書を発行していないものがあった。	(措置の内容) 今後こういうことがないように職員に指導を行った。
領収証書の発行で、適正でないものがあった。	「生産実習財務実務取扱要領」の規定に基づきレジスターを導入し簡易領収書を発行することとした。
原材料の納品に係る検収で、適正でないものがあった。	納品検収を行うものに検査済印を押印させることとした。

<p>原材料の納品に係る検収のあり方で、検討を要するものがあった。</p>	<p>【教育庁総務課】 今後、納品検収を行う者が検査済印の押印を行うよう各学校へ指導していく。</p>
---------------------------------------	---

<p>監査対象機関名</p>	<p>高志館高等学校</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成21年11月27日</p>
<p>(監査の結果) 生産物売払収入の取扱いで、適正でないものがあった。</p>	<p>(措置の内容) 今回の不適正な事務処理を防止するため、全販売担当職員に対して、生産品を販売した場合、現金を手元におかず、速やかに事務担当者へ引き継ぐことを指示した。販売に伴う電算入力等の事務処理が遅れたとしても現金については、販売日中に事務室へ引き継ぐことを指示した。 また、現金伝票で書損した場合には、必ず3枚複写分全て揃えておき、パンチ等の処理を行い、後日疑念をもたれることがないように適正な事務処理に心がけることを指導した。</p>

<p>監査対象機関名</p>	<p>佐賀工業高等学校</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成21年10月29日</p>
<p>(監査の結果) 授業料の減免手続きで、適正でないものがあった。</p>	<p>(措置の内容) 減免制度の趣旨において、早期に減免決定し、減免決定できた分については、4月分を停止するよう努めるべきであった。</p>

監査対象機関名	唐津工業高等学校
監査執行年月日	平成21年12月15日
(監査の結果) 収入未済があった。(授業料)	(措置の内容) 担任と事務担当と一緒に電話、文書、家庭訪問など再々督促を行った。年度内に過年度分を収納することはできなかったが、4月2日に収納未済額9,800円(1件)までなった。督促を鋭意続けて完納をめざしたい。 平成21年度9月分までについては収入未済額89,100円(9件)までなったが、引き続き努力して、督促を続けていく。

監査対象機関名	鳥栖工業高等学校
監査執行年月日	平成21年11月5日
(監査の結果) 支出金額を誤っているものがあった。	(措置の内容) 平成21年4月23日に業者より交付された家電リサイクル券に記載されている「問合せ管理票番号」で家電リサイクルセンターに搬出されていることを平成21年11月5日(定期監査当日)確認のうえ、即刻業者に連絡し、金額の誤りを指摘した。 平成21年11月13日返納命令入力を行い納付書を発行、11月16日返納完了の確認をした。今回の誤りは、見積書のチェックミスが原因であり、再度このようなことがないように注意する。
契約書の内容で、適正でないものがあった。	勤務時間というのは、受託業者と被雇用者との関係で必要なもので、契約書には本来、入れる必要のないものであった。 よって、次年度の契約からは削除することとした。

監査対象機関名	有田工業高等学校
監査執行年月日	平成21年11月13日
(監査の結果) 領収証書発行番号整理簿の管理で、適正でないものがあった。	(措置の内容) 平成21年11月19日に適正な処理を行った。 今後、取扱いについて十分注意し、適正な事務処理を行うよう努める。
公有財産貸付台帳の登録で、誤っているものがあった。	平成21年11月19日に修正で入力を行った。 指摘されたことは、厳しく受け止め、今後は条例規則を遵守し、事務処理にあたっては、正確を基本として適正な執行に努める。

監査対象機関名	塩田工業高等学校
監査執行年月日	平成21年12月1日
(監査の結果) 契約書の契約日が鉛筆書きとなっていたものがあった。	(措置の内容) 今後はこのようなことがないように適正な執行に努める。
備品の台帳管理で、適正でないものがあった。	出納局用度管財課に確認のうえ、平成21年11月10日に備品台帳の記載を訂正した。 集合元となるマシニングセンター(47,409,540円)を「集合(減)」として減ずる記載を訂正し、新たに更新したソフトウェア及びパソコン(7,815,092円)を集合する記載に改めた。 今後はチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。
物品の管理事務の指導で、適正でないものがあった。	【出納局会計課】 備品購入の金額に設置工事費、運送費等が含まれている場合の「備品出納・管理簿へ記入する価格」については、その内訳が購入時の見積書や請求書に明確に区分し、表示されている場合は次のとおりとする。 備品の価値に寄与する経費(一般的に備品自体を機能させるために直接必要

	<p>な経費)については、その経費を含めた価格とする。</p> <p>物品の価値に明らかに寄与しない経費については、その経費を除いた価格とする。</p> <p>なお、この取扱いについては、総務事務ポータルサイトで周知する。</p>
--	---

監査対象機関名	佐賀商業高等学校
監査執行年月日	平成21年11月24日
<p>(監査の結果)</p> <p>授業料減免決定による減額調定で、遅延しているものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>監査前の書類等の整理・確認時に、調定を漏らしていたことを発見し、4か月遅れて11月12日に減額調定を行った。</p> <p>今回の事務処理の誤りの原因は、授業料徴収関係事務を事務不慣れな新規採用者へ担当させたことに対して、事務室全体で指導・確認すべきところ、確認が行き届かなかったことが原因と考えている。</p> <p>今回の不適正な事務処理が再発しないように、全職員に県財務規則に従った事務処理を行うよう強く指示した。</p>
<p>領収証書の発行で、適正でないものがあつた。</p>	<p>今回の事務処理の誤りの原因は、授業料徴収関係事務を事務不慣れな新規採用者へ担当させたことに対して、事務室全体で指導・確認すべきところ、確認が行き届かなかったことが原因と考えている。</p> <p>今回の不適正な事務処理が再発しないように、全職員に県財務規則に従った事務処理を行うよう強く指示した。</p>
<p>電気料の算定誤りを次月分で調整していたものがあつた。</p>	<p>過徴収金の81円については、3月30日に戻出処理を行った。今回の事務処理の誤りの原因は、県財務規則に従った事務処理を行わず、安易な解決法を選択したことが原因であり、全職員に県の財務規則に従った事務処理を行うよう強く指示した。</p>



<p>現金出納簿への記帳漏れ、記帳誤りがあった。</p>	<p>事務担当者に、現金出納簿の記入については、日常業務であり日々、正確に受払を記載しなければならない旨、改めて指導するとともに、現金出納簿の記入、訂正を行った。</p> <p>また、現金出納簿と予算整理簿の照合を確実に行うよう指導するとともに、事務室職員全員に対しても、相互確認の確実な実行を指示した。</p>
<p>契約書の内容で、適正でないものがあった。</p>	<p>今回の2年続けての同じ不適正な事務処理が再発しないように全職員に強く指導した。</p> <p>職員相互による確認、日常業務であっても緊張感を持って事務処理を行うよう体制作りを行ってきたが、このような単純な誤りが2年続けて起こったことを深く反省し、今後、同じ誤りが起こらないよう、職員の意識を高める。</p>

<p>監査対象機関名</p>	<p>鳥栖商業高等学校</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成21年11月6日</p>
<p>(監査の結果) 現金出納簿への記帳漏れがあった。</p>	<p>(措置の内容) 監査で指摘を受けた日(平成21年11月6日)に記帳した。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>

<p>監査対象機関名</p>	<p>伊万里商業高等学校</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成21年12月15日</p>
<p>(監査の結果) 備品の使用貸借に係る事務処理で、所有権の所在や維持管理のあり方について検討を要するものがあった。</p>	<p>(措置の内容) 【教育庁総務課】 使用貸借をしている備品の所有権の移譲や維持管理費の負担については、現在の所有者と十分な協議を行い、両者の合意の下、適切に対応するよう指導を行う。</p>

監査対象機関名	鹿島実業高等学校
監査執行年月日	平成21年11月25日
(監査の結果) 収入未済があった。(授業料)	(措置の内容) 今後も引き続き電話、文書及び家庭訪問等により督促を行い収入未済の解消に努めていく。

監査対象機関名	牛津高等学校
監査執行年月日	平成21年12月3日
(監査の結果) 納入されていない授業料を誤って返還しているものがあった。	(措置の内容) 誤払金については、平成21年9月24日に保護者より返納済み。 返納する場合は、関係書類を必ず添付し、複数の者でチェックすることとした。

監査対象機関名	多久高等学校
監査執行年月日	平成21年11月17日
(監査の結果) 収入未済があった。(授業料)	(措置の内容) 今後も引き続き、電話及び家庭訪問等による督促を行い、収入未済額の回収に努める。
不用物品を処分の決定前に処分しているものがあった。	財務規則の遵守を徹底し、チェック体制の強化を図り、適切な事務処理に努める。

監査対象機関名	神埼清明高等学校
監査執行年月日	平成21年12月4日
(監査の結果) 諸証明書の発行事務で、適正でないものがあった。	(措置の内容) 窓口に証明書発行の申請者が待っていることが多いため、決裁を後日にしていただけが原因である。 今後は、必ず決裁を受けて発行することとする。

返還すべき授業料の戻出が遅れているものがあった。	今後は授業料徴収事務はなくなったが、戻出が必要な場合は、すみやかに戻出する。
工事発注において、事前調査が不十分なものがあった。	工事発注にあたっては、事前に現場確認を徹底することとする。

監査対象機関名	盲 学 校
監査執行年月日	平成22年 1月19日
(監査の結果) 注文書と請求書を照合しないまま支払った結果、過誤払いとなり返納させているものがあった。	(措置の内容) 事務室内において、お互いが常にチェックするという意識を持って事務処理を行う。
財産台帳の整理で、適正でないものがあつた。	平成21年12月17日に公有財産管理システムに入力を行った。 今後、適正な事務処理に努める。
備品で亡失しているものがあつた。	監査指摘を受け、直ちに亡失・損傷届を提出した。 今後は規則等に従い適正な事務処理を行うとともに、使用物品等の適正管理に努める。

監査対象機関名	ろ う 学 校
監査執行年月日	平成21年12月17日
(監査の結果) 契約書の内容で、適正でないものがあつた。	(措置の内容) 日付が誤っていたので安易に訂正を行っていた。契約書等の金額・日付の訂正はできないことを深く反省し、今後、財務規則等に則って適正に処理する。

監査対象機関名	大和養護学校
監査執行年月日	平成21年12月11日
(監査の結果) 協定書の内容で、適正でないものがあった。	(措置の内容) 指摘後、すみやかに佐賀市に連絡をし、処理をした。 今後は、佐賀県公有財産規則により慎重な財産事務に努め、不備がないよう適正な事務処理を行う。
財産台帳(土地・建物)の整理で、適正でないものがあった。	指摘後、すみやかに公有財産管理システムの再入力を行った。 今後は、佐賀県公有財産規則により慎重な財産事務に努め、不備がないよう適正な事務処理を行う。
公有財産管理システムの登録内容で、適正でないものがあった。	【資産活用課】 大和養護学校については修正を行いました。が、台帳価格が千分の一で表示されること等は、公有財産システム移行時における全庁的な問題であることから、全所属に対して、システム移行前の紙台帳とシステムデータを比較検証し、所在地や地番、公簿・実測面積、金額など誤りがあれば、速やかに当課に報告すると共に、修正入力を行うよう指示した。

監査対象機関名	中原養護学校
監査執行年月日	平成22年1月14日
(監査の結果) 資金前渡の精算で、適正でないものがあった。	(措置の内容) 誤って受領書原本を添付して受講申込みをしてしまったため原本が手元になく、振込払込請求書兼受領書を添付した申込書のコピーを添付した。(平成21年12月8日) 今後、不注意による誤りがないよう心がける。
工事の成果物を財産台帳(工作物)に記載していないものがあった。	今後は、チェック体制を強化し、このようなことが二度と起きないように工事終了引渡し後に直ちに公有財産システムに登録し、工作物として管理するよう職員へ指示し、注意

	を喚起した。
公用車に損害を与えたものがあった。(公用車の事故)	朝礼等において全職員に対し交通事故に注意するよう指導した。

監査対象機関名	伊万里養護学校
監査執行年月日	平成21年12月15日
(監査の結果) 教育財産の使用許可に係る維持管理費の算定方法で検討を要するものがあった。	(措置の内容) 【教育庁総務課】 放課後児童クラブの使用許可に伴う維持管理費の算定方法について、一部費用の取扱いで学校間に差が見られた。 このため、H22年度の維持管理費単価の設定にあたって、便所使用料及び塵芥処理費を、1時間1人当たり単価に改め、取扱いを統一した。

監査対象機関名	北部養護学校
監査執行年月日	平成22年1月20日
(監査の結果) 契約書に所属長の押印がないものがあった。	(措置の内容) 委託業者保有分の契約書には校長公印を押印していたが、学校保有分の契約書には押印していなかったもので、監査当日、すぐに学校保有分の契約書に押印した。公印押印の確認も不十分であったので、今後は確認を十分に行う。

監査対象機関名	うれしの特別支援学校
監査執行年月日	平成22年1月19日
(監査の結果) 委託業務に係る完了報告書の提出が遅れていたものがあった。	(措置の内容) 今後は、契約内容に則り、適正な事務処理に努める。

【公安委員会所管の警察署】

監査対象機関名	神 埼 警 察 署
監査執行年月日	平成21年12月 8日
(監査の結果) 工事の執行に関し、適正でないものがあった。	(措置の内容) 契約どおり工事が実施されているか、履行確認を確実に行うとともに、設計変更が必要な場合は、変更契約を行うこととする。

監査対象機関名	白 石 警 察 署
監査執行年月日	平成21年12月 8日
(監査の結果) 契約内容が現状及び見積合わせに使用した仕様書と異なっているものがあった。	(措置の内容) 契約書類の作成に際しての記載誤りであったため、今後は契約内容について複数による確認を行うこととする。